

宮城県職員健康管理事業一覧

No.	事業の種類	事業名	対象者及び事業内容	主催機関
1	定期健康診断	① 定期健康診断	労働安全衛生法に基づき全職員に対し実施する。	県
		② 県外事務所職員健康診断	労働安全衛生法に基づく定期健康診断として、日帰り人間ドック相当の検診を実施する。	
2	採用時健康診断	① 採用時健康診断	労働安全衛生規則に基づき新たに任用された職員に対して実施する(臨時的任用職員等を除く。)	県
3	ストレスチェック	① ストレスチェック	労働安全衛生法に基づき全職員に対し実施する。	県
		② 面接指導	ストレスチェックの結果、面接指導対象者と判定された職員のうち申出のあった職員に対し実施する。	
4	特定健康診査等	① 特定健康診査	40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目で健康診査を行う。(組合員は定期健康診断結果を使用)	県・共済
		② 特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣の改善を図る必要がある者に対し、動機付け支援・積極的支援を行う。	
5	がん検診	① 胃がん検診	30歳以上40歳未満の希望職員及び40歳以上の全職員に対し実施する。	県
		② 大腸がん検診	40歳以上の全職員に対し実施する。	
		③ 乳がん検診	30歳以上の女子職員に対し実施する。ただし、40歳以上はマンモグラフィ検査で隔年実施とする。	
		④ 子宮がん検診	20歳以上の女子職員(隔年)に対し実施する。	
		⑤ 肺がん検診	50歳以上で喫煙指数600以上(自己申告)の希望職員に対し喀痰細胞診を実施する。 50歳以上の希望職員に対しCT検診を実施する。	県・共済
6	人間ドック等	① 人間ドック	35歳以上の希望職員に対し、1日ドック及び2日ドックを実施する。40歳以上の希望職員に対し、1日ドック(脳ドックコース)を実施する。	県・共済
		② 簡易脳ドック	40歳以上の希望職員に対し実施する。	
7	特殊業務 従事職員 健康診断 (厚生労働省 指針・通達等 によるもの)	① トキソプラズマ抗体検査	指定地方機関において、と畜検査・畜産業務及び獣疫衛生業務に従事する希望職員に対し実施する。	県
		② 騒音下業務従事職員健診	指定地方機関において、常時著しい騒音下での業務に従事する職員に対し実施する。	
		③ 肝炎血液検査	指定地方機関において、肝炎に感染するおそれのある業務に従事する希望職員に対し実施する。	
		④ 腰椎検診	指定地方機関において、心身障害者等の介護・移送及び重量物の運搬等の業務に従事する希望職員に対し実施する。	
		⑤ 情報機器検診	1日の作業時間が4時間以上であって拘束性のある業務を行う職員及びそれ以外の業務で自覚症状を訴える職員に対し実施する。	
8	精密検査等	① 精密検査等	上記の各種健康診断の結果、精密検査又は再検査を要すると判定された職員に対し実施する。	県
9	予防接種	① 破傷風予防接種	指定地方機関及び災害関連業務において、破傷風に罹患する恐れの高い業務に従事する希望職員に対し実施する。	県
		② B型肝炎予防接種	指定地方機関において、B型肝炎に感染するおそれのある業務に従事する希望職員に対し実施する。	
		③ インフルエンザ予防接種	希望職員に対し実施する。	県・共済

No.	事業の種類	事業名	対象者及び事業内容	主催機関
10	感染症の 予防措置	① 感染症法健康 診断	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づく健康診断。	県
11	健康教育	① 健康セミナー	希望職員に対し、生活習慣病についての講義と実技体験を行い、日常生活における生活習慣の改善指導を実施する。	県・共済
		② メンタルヘルス セミナー	希望職員に対し実施する。	県・共済
		③ 個別性の高い情 報提供事業	職員（組合員）及び20歳以上の被扶養者に対し、パソコンやスマートフォンから、委託事業者が運営する健康情報提供サイト「Pep Up」を利用して、特定健診等のデータに基づく個別性の高い健康情報を提供する。	共済
		④ 糖尿病性腎症重 症化予防	定期健康診断の結果により、糖尿病に関するリスクがある希望者に対し、生活習慣改善指導を実施する。	県・共済
12	健康相談	① 健康相談	健康管理上必要と認められる職員及び希望職員に対し実施する。	県
		② 事後指導	各種健康診断及び精密検査の結果に基づき、職員個々に健康指導を実施する。	
		③ メンタルヘルス 相談	精神健康管理医（精神科医）による相談を週1回実施する。	
		④ 歯科検診・相談	希望職員に対し、口腔内診査、歯科健康相談、歯みがき等の衛生指導を実施する。	県・共済
		⑤ 電話健康相談	職員（組合員）及び配偶者、被扶養者に対し、24時間体制の電話での健康及びメンタルヘルスカウンセリング相談を実施する。	
		⑥ こころの健康相談	職員（組合員）及び配偶者、被扶養者に対し、面談及びWebによるカウンセリングを実施する。	